

和地区保育園改築工事基本設計プロポーザル概要

1 事業名称

和地区保育園改築工事基本設計プロポーザル

- (1) 業務内容 和地区保育園改築工事基本設計プロポーザル 一式
- (2) 事業主体 東 御 市
- (3) 選定方法 委託業者の選定は、**指名型プロポーザル方式とする**。この最優秀提案の候補者は、評価委員会が市長に推薦し、市長が決定します。ここで決定された提案者は、実施設計業務に係る委託契約の相手方となります。ただし、決定された者に事故等がある場合は、次点者とします。
- (4) 報 酬 提案にあたっては報酬を支払います。この額は、1 提案あたり 80,000 円（税込）以内です。ただし、最優秀提案者には、報酬額の支払いはありません。

2 基本理念

次世代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つ環境として、人と自然にやさしく温もりのある木造で、周囲の景観に調和した落ち着きと保育園らしい明るさのある外観とし、内部は明るく風通しも良い、バリアフリーにも配慮された子どもたちにやさしい保育園とする。

3 予定対象施設所在地

- (1) 所 在 地 東御市和 8017-1 の一部、8021-1 の一部、8022、8023、8024-1、8024-2、8024-3、8024-4、8025、8026、8027-1 の一部、8027-2、8027-3、8036-1、8036-5 の見込み
- (2) 敷地面積 約 9,069 m²の見込み

4 プロポーザル以降のスケジュール(予定)

平成 24 年度：実施設計業務 平成 25 年度：建設工事

5 基本方針

- (1) 園児が利用しやすい園児本位の施設
- (2) ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した施設
- (3) 安全に配慮された施設
- (4) 使いやすく、メンテナンスが容易な耐久性のある施設
- (5) 周辺環境に調和したデザインの施設
- (6) 用地を有効利用した利便性のよい施設
- (7) 環境にやさしい、経済的な施設

6 施設概要

- (1) 用途 保育園（定員 170 名、職員 30 名）
- (2) 延床面積 約 1,400 m²
- (3) 構造 木造平屋（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律による、県の木造公共施設整備事業に準じる）
- (4) 施設内容

1) 建物の要件等

室名	部屋数	備考
0 歳児保育室（幼児数 12 名）	1 室	
1 歳児保育室（幼児数 15 名）	1 室	
2 歳児保育室（幼児数 24 名）	1 室	
3 歳児保育室（幼児数 20 名）	3 室	
4 歳児保育室（幼児数 30 名）	3 室	
5 歳児保育室（幼児数 30 名）	2 室	
一時保育室	1 室	
病児・相談室	1 室	
遊戯室（ステージ・倉庫共）	1 室	
3 歳以上児用のトイレ（職員用を含む）	1 箇所	
3 歳未満児用のトイレ（職員用を含む）	1 箇所	
調理室（厨房はドライ式）	1 室	
調理室用事務室（兼休憩室）	1 室	
職員更衣室（男女別）	各 1 室	
沐浴室	1 室	
調乳室	1 室	
職員室（給湯設備・会議スペースを含む）	1 室	
その他必要なもの（通路・物入れ・倉庫等）		

注 1：保育室の幼児数は、各部屋当たりの人数です。

注 2：各部屋の面積は、児童福祉法に規定する最低基準面積以上の広さを確保するものとします。

注 3：間取りに関する諸条件等

- ① 0 歳児・1 歳児室は、隣接させ一帯での保育もできるようにすること。
- ② 0 歳児・1 歳児室は、床暖房設備設置
- ③ 0 歳児・1 歳児・2 歳児・3 歳児・病児室は、冷暖房設備設置
- ④ 10KW 程度の太陽光発電設備の設置

2) 外構の要件等

- ① 事業予定地の西側市道の道路幅員を一部 9 m 以上確保するよう、東御市立和小学校の敷地内へ拡幅すること。また、事業予定地の東西の市道へ接続する道路を事業予定地内に新設すること。（開発行為）
- ② 園庭 1,300 m² 以上（遊具設置・植栽場所含む）

- ③ フェンス等の安全施設、外部物置（20 m²程度、生ゴミ処理機（既存利用））、遊具・植栽計画は概算費に含めない
- ④ プールは、水槽の面積が80～100 m²程度（埋め込み式）
- ⑤ 駐車場は普通車120台以上を確保すること
- ⑥ 敷地排水計画

7 提出期限 平成24年2月29日（水）午後5時まで